



会則学習例会

(9月第2例会)

Monthly Newsletter 堺フェニックスライオンズクラブ

〒591-8025 堺市北区長曽根町 130-23 堺商工会議所4階 TEL : 072-254-8177 FAX : 072-254-8166



皆様、まだまだ暑さが残りジメジメとした日が続きますすがいかがお過ごしでしょうか。今回は会則学習例会です。

今回の内容は

- ・ 複合地区会則改正
- ・ クラブ付則標準版の改定
- ・ プロトコルの改定

の大きく三点です。

また、堺登美丘「L」にご在籍で、
 「L」委員の大井 光男様にお越し頂き、ご講話頂きました。



本日のお客様

- ・ 大井 光男 (堺登美丘「L」)
- ・ 野瀬 泰良 (松原「L」)
- ・ 山本 剛 (右同)
- ・ 富田 真次 (右同)



電子的通信手段も規制対象となりました。最近ではネットワークを介した犯罪や、立件に至る揉め事が後を絶ちません。我がライオンズクラブも、そこに焦点を当てて今回の改正に至りました。これからも堺フェニックスライオンズクラブをよろしくお願ひ致します。

「クラブおよびクラブ会員は、他のクラブおよびクラブ会員に対し、資金、物品、援助を求め文書を配布してはならない(文書には、郵便のほか電子メール、ファクス、ソーシャルネットワークなど全ての電子的手段による送信手段を含む)」

さて、今回の改正にあたって目立ったものをご紹介させて頂きます。赤字が改定箇所となります。

